ローマ五賢帝政治の成立

南川高志

【要約】紀元九六年のネルワ帝即位に始まるローマの所謂五賢帝時代は、帝国の内外が安定した全盛期といわれるが、とりわけその国内政治における安定の要因としては、養子皇帝制の創始や皇帝と元老院の協調が注目されてきた。本稿は、ネルワやその後継者トラヤヌスばかりでなく、彼らと対比される「暴君」ドミティアーヌスの政治をも分析し、国内政治の安定が如何にしてあるいはどのようなものとして確立されたのかという問題を考察しようとしたものである。そこでは、養子皇帝制は実体のないものとして示され、また皇帝と元老院の関係についても、国制上の問題ばかりでなく、政治的支配層としての元老院議員階層の動向にも注意が向けられている。そして考察の結果として、次のことが明らかになった。即ち、社会的流動性というローマ社会の特質をふまえて、帝国全域にわたる有力者の政治参加を積極的に可能とする体制の明確な誕生、あるいは「父祖の遺風」を規範とするローマ社会のもつ政治的伝統と拡大しきった大帝国の社会的現実から生まれる新しい政治的要素との調和、こうしたものが国内政治安定の重大な要因であり、かかる観点から内政上の安定を実現した政治体制を「ローマ五賢帝政治」と呼ぶならば、それはネルワ帝においてではなく、トラヤヌス帝治世初期において成立したとみることが出来るのである。

史林　六九巻二号　一九八六年三月

はじめに

暴君といわれるドミティアーヌス帝が暗殺されて、高齢の元老院議員マルクス・コッケーイウス・ネルワがローマ皇帝位に就いたのは紀元九六年九月のことであった。所謂五賢帝時代の始まりである。同時代の元老院議員で歴史家のタキトゥスが残した次の一節は、この新しい時代の幕開きを最も印象的に表現したものといわれている。

「今、やっと生きる勇気がわれわれのもとに戻ってきた。たいへん幸福な時代の到来とともに、まさにその最初から、皇帝ネルワ

は、久しく両立しなかった元首政と自由とを融和させた。そして、トラヤヌス帝は、その時代の幸福を日々増した。人々は公の安全というものを単に祈り希望するようになったばかりでなく、その願いそのものが成就するという強い確信を抱くまでになったのである。[1]」

タキトゥスにとっては、ドミティアーヌスの暴政の恐怖が去って、ネルワとトラヤヌスの統治とともに幸福と安寧の時代がやってきたというのである。

では、今日ではこの五賢帝時代の幕開きはどのように説明され、意義づけられているのであろうか。その一般的理解と思われるものをまとめれば、次のようにいうことができるであろう。即ち、ネロ帝死後の内乱に勝利して登位したウェスパシアーヌス帝は、実子ティトゥスを後継者として王朝（フラウィウス朝）をうちたてたが、ティトゥスの短い治世の後、皇帝位を継承したその弟ドミティアーヌスは独裁的で疑い深かったため、元老院との関係が悪化し、遂に暗殺された。ドミティアーヌス帝殺害後に即位したネルワは、元老院と協調して政治を行ない、帝位継承に際しては、血縁関係のない有能な将軍トラヤヌスを養子とし後継者に任じて、円滑な政権交代を行なった。つまり、王朝にかわる養子皇帝制(Adoptivkaisertum)を始めたのである。トラヤヌス以降の後継者皇帝たちも、元老院との協調や元老院内の最良者の養子相続による帝位継承を実践したため、ローマ帝国はこの時代に内政上において比類ない安定を実現することが出来たのであると。

以上の如き一般的理解は、先にふれたタキトゥスの諸作品や、その友人で同じく元老院議員であったプリニウスの作品に基づいて形成されているといっても過言ではなかろう。しかし、彼らの作品が中正で客観的な描写ではなく、反ドミティアーヌスという政治的立場に著しく偏った傾向の叙述を提供していることも周知の通りである。

暴君ドミティアーヌスの元老院を無視した独裁と恐怖政治から、ネルワ・トラヤヌスによる元老院と協調した善政へという一般的理解は、単純でわかりやすいものである。しかし、ドミティアーヌス帝は人格的にはかなりイクセントリック

なところがあったと思われるものの、決して暗愚な人物ではなく、むしろ研究史上において夙に有能な行政者と評されてきた皇帝である。[2] ではドミティアーヌス帝の政治とネルワやトラヤヌスの政治との間には、そもそも如何なる相違が存したのであろうか。この問いに対する解答を深部において把握することは、元首政の歴史的展開をより深く理解する上で、さらにはその本質を解明する上で、少なからざる意義があるように思われるが、史料が表面上与える強烈なイメージのためか、これまでの研究においては、一般に自明のことのように扱われて、充分な掘り下げがなされてきたとはいえないのである。

本稿は、右のような観点に立って、五賢帝時代の特徴とされる国内政治の安定というものが、如何にしてあるいはどのようなものとして確立されていったのか、という問題を考察し、五賢帝時代開幕の意義を再考してみようとするものである。国内政治の安定の確立――これを「ローマ五賢帝政治」の成立と呼びたい――を正面からとりあげる故、ドミティアーヌス帝治世より、安定が得られたとみなしうるトラヤヌス帝治世初期に至るまでの期間について、各皇帝の元老院・元老院議員に対する関係や政策を本格的に解明することが課題となる。その際、単純な事件史的把握や文学的史料の再検討という旧来の作業に留まらぬために、当該時代の元老院議員階層をその実体に即して分析し、その結果得られた視座に立って問題の解明にあたるという方法を重視したい。かかる方法によって、国内政治の安定がその時代の帝国社会のあり方、とりわけ政治的支配層の動向とどのように関わっていたかという点まで展望できると思われる。また、この方法では必然的に元老院議員階層についてのプロソポグラフィカルな諸研究の成果が利用されることとなるが、史料上の限界はあるものの、これによってプリニウスやタキトゥスといった党派性の強い文学的史料から解放されて、客観的に皇帝の政策を考察する機会が与えられることになるのである。

ところで、筆者は既に別稿において、[3] 五賢帝時代開幕頃の政治過程の再検討を行なった。そして、ネルワよりトラヤヌスへの政権交代の実態および結果が、これまで理想的に語られてきたようなものとは異なり、政権奪取のための暗闘とそ

の結果であろうと推定した。別稿におけるこの議論は、本稿の内容にも重大な関連をもつ故、後に要約して具体的に紹介されることとなるが、本稿ではこのほかにも、当該問題と深く関わってくるネルワ帝の人物像やネルワ帝とトラヤヌス帝との関係についても、従来の一般的理解とは異なった新しい見解が示されるはずである。

① Tacitus, *Agricola*, III, 1. 訳出にあたっては、国原吉之助氏の訳(『世界古典文学全集二二、タキトゥス』三二頁)を参考にさせていただいた。

② 優れた行政手腕をもつ人物としてドミティアーヌスを評価しようとする考えは、一九世紀の Th. Mommsen (*Römische Geschichte* V, 1885, 1904(5. Aufl.), S. 98.) 以来のものであり、比較的最近では、H. Bengtson (*Die Flavier*, München, 1979) がこの点を重視している。弓削達『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』日本基督教団出版局、一九八四年、一三四頁もこれを認めている。なお、ドミティアーヌス帝評価のあり方については、K. Christ, Zur Herrscheraufassung und Politik Domitians: Aspekte des modernen Domitianbildes, *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 12, 1962, S. 187～213. や本稿第一章註③にあげられた K. H. Waters の研究が参考になる。

③ 拙稿「トラヤヌス政権成立への政治過程」『西洋古典学研究』三四、一九八六年、八一―九二頁。

第一章　ドミティアーヌス帝と元老院議員階層

1　ドミティアーヌス帝暗殺事件

五賢帝の政治と対照的なものと考えられてきたドミティアーヌス帝の政治とは、そもそも如何なる性格のものであったのであろうか。まずこの問題から検討することにしよう。

ドミティアーヌス帝は兄ティトゥス帝の短い治世のあとを受けて八一年に即位したが、猜疑心が強く、特に八九年にアントーニウス・サートゥルニーヌスという属州総督が反乱を起こして以来益々それが昂じて、九〇年代に入ると元老院議員らを次々と処刑する恐怖政治を行なったといわれている。本稿冒頭でも述べたように、同時代のタキトゥスやプリニウスの残した作品には、このドミティアーヌス帝に対する激しい非難があらわれているが、そのような元老院的叙述といわ

れるものばかりでなく、ネロに次ぐ第二の迫害皇帝としてドミティアーヌスを位置づけたキリスト教徒作家の作品が、この皇帝を暴君とみなすさらなる根拠を与えたことは確かであろう。[1]

近代に入って、とりわけモンテスキューが「怪物（モーンスター）」と呼んだ[2]ことに象徴されるように、ドミティアーヌスをローマ皇帝のうちの典型的な暴君の一人とみなす解釈がごく一般的なものとなったが、一方においては、先にもふれたように彼の統治能力を高く評価しようとする学説史の流れも存していた。そして、近年ではドミティアーヌス帝の全体像を再考しようとする研究が、幾人かの学者によって提出されるようになったのである。とくに、K. H. Waters は幾篇かの論文を著わしてこの傾向を積極的に押し進めようとした。[3] 彼は、この皇帝が行なったといわれている恐怖政治などというものは、彼に敵対的な同時代人や後世の作家がつくりあげた「神話」にすぎず、また政策面においてもドミティアーヌスとトラヤヌスとの間には強い連続性が存すると考えるのである。ごく最近に公にされた B. Jones や R. Syme の研究[4]も、この Waters の唱える解釈の新傾向に賛同ないし容認する方向にあるように思われる。ただ、本稿ではドミティアーヌス帝の全般的再評価の問題に立ち入って論じる紙幅の余裕はないので、かかる研究の動向があることを念頭におきつつ、先に述べた課題の考察にとりかかることにしたい。最初に、五賢帝時代開幕の直接的契機となった皇帝暗殺事件を分析することから始めよう。ドミティアーヌス帝は、元老院との関係が益々悪化する中で殺害されたといわれる。「元老院議員主導による反抗のために暗殺された[5]」と述べる研究者もいる。もしそうであれば、この事件を分析することで彼と元老院議員たちとの関係の重要な側面が浮かび上がり、帝の政治の性格を考察する上で貴重な手掛りとすることが出来るかもしれないのである。

ドミティアーヌスは、紀元九六年九月一八日、宮廷内で殺害された。この事件について伝える史料のうち、最も時代的に近くかつ最も詳細に述べているハドリアーヌス帝代のスエートーニウス著『ドミティアーヌス伝[6]』と、三世紀初めに書かれたと思われるディオ・カッシウスの史書[7]とは、その暗殺事件を企てた人々の記述において、若干の違いは存するもの

の、主犯格の指導的人物については一致している。それによれば、最も重要な人物は皇帝自身の侍従パルテニウスであり、他の陰謀参加者たちもほとんど皆、皇帝の私生活に関係する人々であった。まさに宮廷内でのクーデタであったということができよう。

スエートーニウスは、この事件には皇帝の妻ドミティアも関わっていたと述べており、[8] ディオはドミティアばかりでなく、二人の近衛隊長ノルバヌスとペトローニウス・セクンドゥス、そしてネルワも陰謀を知っていたと述べている。[9]

また、スエートーニウスは、ドミティアーヌス帝の破滅を促進することになった出来事として、帝が腹心の秘書であった解放奴隷のエパフロディトゥス、そしてなかんずく帝自身の従弟フラウィウス・クレメンスを死に至らしめたことをあげている。[10] 猜疑心の昂じた帝は、自らの侍従や使用人らに、いかなる理由があろうと主人を殺したりしてはならぬことを悟らせるために、エパフロディトゥスに死を命じた。彼が、三十年ほど前の混乱時に、周囲に見捨てられたネロ帝が自殺しようとした際、解放奴隷としてそれに手をかしたということが、今ごろになって罪とされたのである。いわばみせしめであった。クレメンスの方は、「突然、ほんのごく小さな疑いに基づいて、コンスルの任期が終わらぬうちに」死に追いやられたという。

これに対して、ディオの史書は、暗殺へと陰謀者たちを促した事件として、エパフロディトゥス、フラウィウス・クレメンスの他に、アキリウス・グラブリオーという元老院議員の刑死をあげている。[11] ディオは、クレメンスとグラブリオーが無神論(ἀθεότης)の故に殺されたと記しているが、スエートーニウスはグラブリオーという人物を別の文脈で登場させており、彼は謀反のゆえに死に至らしめられたと記している。[12]

暗殺事件に関する重要史料の記述の要点は以上のようであるが、陰謀の直接的な参加者から考えても、あるいは周辺の事情をみても、皇帝を打倒した陰謀は決して元老院議員主導によるものとはいい難いことは明らかである。そこで、最近の B. Jones の研究は、次のような解釈を示した。即ち、この事件の決定的要因は、一般にいわれる皇帝に対する元老院

議員階層の敵意ではなく、当時宮廷内に広がっていた雰囲気（不信と恐怖）であると考えるのである。[13] つまり、パルテニウスら陰謀者たちは、エパフロディトゥスと同じ運命をたどることを避けるために暗殺という手段をとったというのである。

パルテニウスらの陰謀の原因や目的は、史料より直接明らかにすることは不可能である。Jones の見解は誤りではないかもしれない。しかし、われわれは、ドミティアーヌス治世後半に元老院議員たちによって企てられ、失敗に終わった皇帝打倒の陰謀が数多く存したことを忘れるべきではない。[14] パルテニウスらの事件は、多くの企てのうちの成功した例にすぎないのである。B. Jones はこの点をあまりに軽視しすぎている。ドミティアーヌス帝の死に元老院議員たちの一部が狂喜したこと、[15] 彼らがこの皇帝の「記憶の抹消（damnatio memoriae）」を決議したり皇帝像を破壊するなど激しい行為を行なったこと[16]も考えあわせれば、暗殺事件の本質を宮廷内の事情のみに限定するのは、当時の政治情勢を正確に把握しようとする上で、決して賢明ではないであろう。

Fasti Ostienses の一三のDという断片には、「九月一八日ドミティアーヌスが殺され、同じ日にM・コッケーイウス・ネルワがイムペラトルに宣言された」と記されており、ネルワがきわめて迅速に皇帝になったことがわかる。このためには、陰謀者と近衛隊長、そして新皇帝ネルワが事前にたいへん親密な関係にあることが必要であろう。よって近衛隊長やネルワの事件関与もまずまちがいないと考えてよいと思われる。

ドミティアーヌス帝暗殺事件は、宮廷内のクーデタであった。それは、元老院議員の主導による陰謀ではなかった。従って、事件そのものから皇帝と元老院議員たちとの関係を考える手掛りを得ることは不可能のようである。しかし、今述べたような事情から、この事件は、結果的にはこれまで多くの研究者たちが行なってきたのと同じように、皇帝と元老院議員との対立を背景において意義づける必要があるといえよう。もちろん、これまで安易に考えられがちだったように、元老院のメンバー全員が皇帝と対立していたとみてはならない。また、元老院のメンバー全員がネルワを支持していたと

考えることも適切ではない。ただ、かかる対立は、ドミティアーヌスの政治の本質と深くからまっていたものであろうし、またその解消がネルワに求められたであろうから、ネルワの政治を規定する要因にもなっていたと考えられる。従って、ネルワの政治、即ち五賢帝時代の政治の出発点を理解する上でも、ドミティアーヌスと元老院議員たちの関係を正確に把握しておくことが必要なのである。

2　ドミティアーヌス帝の政治と元老院議員階層

ドミティアーヌス帝が一部の元老院議員と鋭く対立し、陰謀の企てをうけ、またそれを弾圧していった原因は、確かに彼の猜疑心の強さやイクセントリックな性格にその一端を求めることはできよう。ただ、それらのみで問題の説明を済ませてしまってはならないということは、先述した近年のドミティアーヌス研究の新しい傾向が教えるところであった。われわれは、今少し慎重に、そして冷静にこの皇帝の政治そのものを再考する必要がある。ドミティアーヌスは、研究史上においてすぐれた行政者としての評価を受けてきたことは前にも触れたが、その彼の行なった政策が元老院議員らとの対立を呼び起こしたと解されてきた点が幾つか存する。まずそれらを再吟味しながら、ドミティアーヌス帝の政治、とりわけ元老院議員に関わる政策の性格を解明してゆこう。

第一にとりあげられるべきは、ドミティアーヌス政治の国制に関わる分野での特徴である。彼は、その生涯において、一七回もコーンスル職に就任している。それは、すでにスエートーニウスによって指摘されているように、それまでの諸皇帝中最も多い回数である。[17] この皇帝自らのコーンスル職独占が、元老院議員たちの不満を強く呼び起こしたとみる研究者は多い。史料をみると、確かにプリニウスは皇帝がコーンスル職から退くことを「自由」の回復と述べているし、[18] おそらく当時の元老院議員たちもプリニウスの考えに近い意識を持っていたかもしれない。

しかし、今少し注意深く観察すると、ドミティアーヌスばかりでなく、その父ウェスパシアーヌスや兄ティトゥスもこ

の職を独占的に保有しており、フラウィウス朝の皇帝たちだけが、その前後の時代に比して異常に就任回数が多いことがわかる。[19] ウェスパシアーヌスは、登位した翌年（七〇年）の年頭の正規コーンスルに始まって、没する七九年に至るまで、七三年と七八年を除いてすべてコーンスル職に就任、ティトゥスも父帝と共に七度、自らの短い治世に一度の合計八度にわたってコーンスルとなっている。ドミティアーヌスは、父と兄の治世において七度、自らの治世において一〇度コーンスルとなった。フラウィウス家の皇帝たちがこの官職を独占しようとした理由は、おそらくその伝統のない家柄を何とか補強しようと考えたということに求められるであろう。武力で支配者の座に就いた者が、自らの支配の正統性を得るために行なった権威づけと考えるのである。

皇帝によるこの正規コーンスルの名誉独占という事態が元老院議員たちに不満なものであったことは、おそらく誤りないであろうが、例えばドミティアーヌス帝が各年この官職に就いている期間というものはほんの僅かであり、就任が元老院議員たちに与える名誉独占以外の実際的な影響というものも大きくはなかったであろう。しかも、この皇帝がその治世で正規コーンスル職に就いたのは主としてその前半であり、彼が独裁性を強め恐怖政治を行なって元老院との関係を悪化させていったといわれる治世後半には、実は少ないのである。彼の政治は八九年のアントーニウス・サートゥルニーヌスの反乱以後悪化したと一般にいわれているが、この悪化したといわれる期間においてドミティアーヌスが正規コーンスルとなったのは、九〇年、九二年、九五年の三度だけなのである。もちろん、ドミティアーヌスはその治世後半に元老院と対決していったのではなく、むしろコーンスルのポストを開放して元老院の支持を得ようとしていたのだとする B. Jones[20] の楽天的な見解には、やはり無理があって左袒できないが、コーンスル職就任の問題が元老院・元老院議員との関係を著しく悪化させた原因であると考えることは難しいようである。

コーンスル職と並んでフラウィウス朝の諸皇帝が重視したのがケーンソル職であり、特にドミティアーヌスは八五年より終身ケーンソル（censor perpetuus）となった。[21] これによって、皇帝は元老院の構成を原理的に自由にすることが出来る

こととなった。この政策もまた、皇帝と元老院・元老院議員との関係を悪化させるものと考えられてきたのである。例えば、B. W. Henderson は、これによって皇帝は元老院の主人となり、dyarchy 即ち皇帝と元老院の二元統治という元首政の型は滅びてしまった、と述べている。[22]

皇帝ドミティアーヌスはこのケーンソル職権に基づいて、風俗を規制することを好んだようである。[23] 単にそればかりでなく、様々な役人や解放奴隷たちを厳しく統御したため、行政はひきしまったものとなった。しかし、一方では、この姿勢ゆえに、例えば八三年に不品行を理由に三名のウェスタの祭女の処刑を行なったり、九〇年にやはりウェスタの祭女コルネーリアを誓約違反を理由にして生きながら埋めさせるという残虐な措置をも招いて、[24] 彼を「暴君」と評する根拠を与えることにもなってしまっている。

元老院に関しては、踊りと黙劇に熱中していたことを理由に元老院より追放された者がいたものの、彼がケーンソル職権によって、自らに不都合な議員を元老院より追放することよりも、新メンバーを元老院に加えるために利用するということの方に、はるかに重点をおいていたことは明白である。そして、その措置も、後に詳述するように、自己に従順な元老院に構成を変えさせるためというよりも、帝国行政の必要と配慮からなされたものとみる方が自然なようである。

元首政成立以来百年以上を経て皇帝権力の内実も確固たるものになっていた時代であるドミティアーヌス治世の元老院議員たち――ネロの暴政を経験し、ウェスパシアーヌスの武力による政権成立を承認してきた人々――にとって、皇帝によるコーンスル職やケーンソル職の独占が、実質的に大きな不利益をもたらしたとは考えにくい。しかし、アウグストゥス以来なされてきた国制上の諸権限に関する一般的な了解とそれのもたらす制約を、フラウィウス朝の諸皇帝、とりわけドミティアーヌスが無視する傾向があったことは誤りない。公式ではないにしろ、八六年ころより「主にして神」(dominus et deus) なる称号を用いたり、[25] 元老院へすら凱旋将軍(トリウムファートル)の出で立ちで現われたりした彼の行為は、かかる傾向を明白に表現しているのである。

以上、国制上の権限に関する特徴をみてきたが、その結果、権限のもたらす実質的な影響力を通説の如く過大評価することは出来ないものの、少なくとも形式上で彼の姿勢が極めて非伝統的な性格を有していたことが確かめられた。

さて、ドミティアーヌスは元老院議員たちをどのように帝国統治に参加させていたのであろうか。次にはこうした問題を考察することで、皇帝と元老院議員のより具体的な関係をさぐってみたい。

ドミティアーヌス帝は行政手腕にすぐれ、優秀な属州総督を選んで統治させたが、有力な政治家や貴族に対する嫉妬心が強く、しばしば彼らをそのために破滅に追いやったと論じられる。そして、タキトゥスの岳父アグリコラがブリタンニア遠征で功績をあげるとすぐに首都へ召還されたことが、しばしばその代表的な例としてあげられてきたのである。しかし、かかる把握は、ドミティアーヌスに敵対的な文学的史料に基づいた大雑把なものにすぎない。研究者の中には、視野を広げて、アグリコラの召還をドミティアーヌスの嫉妬や悪意ではなく、ドナウ地方の軍事的危機に対処するために、ブリタンニアにおける不必要な作戦の展開を望まなかった皇帝の政策上の配慮の結果と考えるべきだと主張する者もいるのである。[29] われわれは今少し精緻に問題にあたる必要がある。そもそも本稿が扱っている時代に元老院議員階層に属していたのは、いったいどのような人々であったのであろうか。

周知のように、共和政時代の元老院議員家族は、元首政成立後著しい減少傾向にあった。彼らが自らを再生産出来なかった理由としては、出生率の低下や平均余命の問題のほかに、皇帝との対立によって引退・自殺・処刑などを招いたことなどがあげられよう。[30] このため、元老院は下層の身分やより伝統のない家柄の出身者から補充されることになり、議員の出身地もイタリアの地方都市や属州へと広がることになった。

本稿が問題にしている期間およびその前後について元老院の構成をみてみると、旧来の諸研究がほぼ一致して強調してきた重要点が二つある。まずその第一点は、ウェスパシアーヌス帝の行なった改革的措置の重大さである。彼はイタリアの地方都市や属州都市の上層部（M. Rostovtzeff の言葉では the upper strata of the municipal *bourgeoisie*）[31] を大規模に元老

院へ入れた。[30] もちろん、元老院へ属州人を入れる措置はカエサルやアウグストゥスに遡りうるし、クラウディウス帝やネロ帝も行なった。一五二八年にリヨンで発見された銅板に刻まれていた有名なクラウディウスの演説[31]は、そうした措置を行なう皇帝側の粗いが率直な見解を示したものとして、象徴的な意味をもつものといえる。しかし、ウェスパシアーヌスの措置は、彼自身がイタリア地方都市出身であったこともあり、また内乱後で元老院が乱れた時でもあった故、一つの改革として研究者の注意を集めたのである。

もう一つの重要点は、帝国のギリシア的東方部分の出身者を積極的に元老院へ入れようとしたのは、フィルヘレニズムで知られ Graeculus と呼ばれたハドリアーヌス帝ではなく、その先帝トラヤヌスであったということである。

しかし、これらの強調点は、B. Stech, C. S. Walton, P. Lambrechts といった学者の今世紀前半に発表された研究[32]、あるいはそれらを整理した M. Hammond の論文[33]に基づくものと思われる。今世紀後半、特に一九七〇年の W. Eck[34]の研究以降、この方面の研究は著しく進展した。何といっても分析対象となる元老院議員の検出数が、新史料の発見や分析作業の発展によって大幅に増大したのである。例えば、本章で最も問題となるドミティアーヌス帝治世について、一九一二年の Stech の研究は四〇四名の元老院議員を数えており、一九五七年の Hammond 論文もこれを採用しているが、[35]一九七九年公刊の B. Jones の学位論文は五三五名を確認し、[36]一九八〇年の J. Devreker の研究は六三五名を認定しているのである。[37] ウェスパシアーヌス帝が元老院へ編入（アドレクティオー）した人々についても、近年 G. W. Houston や J. Devreker が詳細な分析結果を発表し、[38]また帝国東方出身者の研究についても、C. S. Walton に代わる H. Halfmann や Devreker の研究[39]が現われたのである。これら新しい諸研究を参考にしつつ、当該時代の元老院議員階層の実体をさらに分析し、それに即してドミティアーヌスの政策を考えてみよう。

ドミティアーヌス治世に認められる元老院議員の出身地別構成を、Stech (Hammond)、Jones, Devreker 三者の研究成果[40]に従って示せば、表一のようになる。研究の進展とともに、判明するイタリア出身議員の全体に占める比率は小さく

表1　B. Stech, B. W. Jones, J. Devreker の各研究が示す
ドミティアーヌス治世の元老院議員の数と出身地別の割合

			Stech (1912年)	Jones (1979年)	Devreker (1980年)
知られる元老院議員の総数			404	535	635
出身地の知られる元老院議員の数			163(40.3%)	385(72.0%)	455(71.7%)
イタリア出身議員			125(76.6%)	256(66.5%)	272(59.8%)
属州出身議員			38(23.4%)	129(33.5%)	173(38.0%)
属州出身議員の出身地域別統計	帝国西部	スペイン	29	45	60
		ガリア		47	37
		ブリタンニア		0	1
		シチリア・サルディニア		1	4
	アフリカ		2	6	14
	帝国東部（イリュリクム以東）		7	23	46

註1）Jones の属州出身議員出身地域別統計では，スペイン，ガリアいずれかの出身であるものなど分類出来ないもの７名が除かれている。
2）Devreker の統計においては，イタリア出身か属州出身かの判断が困難な元老院議員10名（2.2%）が除かれている。また，属州出身議員の出身地域別統計においても，いずれの属州の出身であるか確認できないなどの理由で11名の属州出身議員が除かれている。
3）上の表は，三者の研究成果が比較できるように，三者の報告を筆者がその責任において再編したものである。従って，三者の研究書が直接提示しているリストは上の表とは異なっている。念のため。

なっていることがわかる。属州出身者の中では、西方のスペインやガリアの出身者が多い。

さて、上述した二つの重要点のうち、ウェスパシアーヌスの「改革」については、Houston の分析[41]に従えば、同帝が編入した新しい議員には、属州出身者が多いものの、特に内乱後の政治的措置（軍事的支援の代償など）と感じさせるものではないとみるべきである。しかし、同帝の措置が新しい勢力の台頭の機会を与えたことは誤りないであろう。

第二の重要点については、Devreker が旧説を修正した。[42] 即ち、東方出身者を積極的に元老院へ加えたのは、トラヤヌスではなくドミティアーヌスだというのである。彼の計算によれば、ウェスパシアーヌス治世で二二名であった東方出身議員は、ドミティアーヌス治下では四六名と倍加しており、属州出身議員中占める比率も一五パーセントから二六パーセントへと上昇している。[43]

表2　紀元70—117年におけるパトリキーの属州総督職就任数

皇帝＼役職	コーンスル格皇帝管轄属州総督	プラエトル格皇帝管轄属州総督	コーンスル格元老院管轄属州総督
ウェスパシアーヌス	9	5	3
ドミティアーヌス	1	1	9
トラヤヌス	4	0	3

B. W. Jones, *Domitian and the Senatorial Order: A Prosopographical Study of Domitian's Relationship with the Senate A. D. 81-96*, Philadelphia, 1979, p. 53. による。

総じて、紀元一世紀後半の元老院構成の属州化現象は、一九五七年の Hammond 論文が示したレヴェルよりも相当進んでいたと考えてよいであろう。もっとも、議員の出身地別の総数のみで単純な判断をしてはならない。東方出身者をはじめ諸属州の出身者が元老院内に増加したといっても、イタリア出身者に比べればその数ははるかに少ない。重要な点は、かかる議員たちのうちでどのような人々が属州統治や軍団指揮といった重職を担っていたかである。そこで、以上の全般的把握を念頭において、次にはドミティアーヌス帝の元老院議員登用の実態を考察してみよう。その際には、出身地ばかりでなく社会的出自（特にパトリキーか一般の元老院議員であるか）も大切な観察のポイントとなる。

ドミティアーヌス治世では、まずパトリキーの政治参加のあり方が注目される。

ドミティアーヌスの父ウェスパシアーヌス帝は、先に述べたように、新しい元老院議員を積極的に西方属州出身者から補充したと指摘され、またパトリキーを皇帝管轄属州から排除する政策を始めたと考える研究者[44]もいた。しかし、B. Jones の研究成果[45]によれば、ウェスパシアーヌスは、軍隊を保有して実力を有することになる皇帝管轄属州総督にも、積極的にパトリキーを任じているのである。ところが、表二から明らかなように、ドミティアーヌス帝は、ウェスパシアーヌス治世より任じられていたかのアグリコラを別にすれば、コーンスル格皇帝管轄属州に唯一人パトリキーを任じたにすぎない。もちろん、一般元老院議員のパトリキーへの昇格も行なっていない。トラヤヌス帝はウェスパシアーヌスとドミティアーヌスの中間といいうる採用を行なっているが、その意味は後に考えることにする。

ドミティアーヌスはパトリキーの就任ポストを軍隊を保有せぬ元老院管轄属州に限定しているようで、しかも唯一人コ

ーンスル格皇帝管轄属州総督に任じたパトリキーであるガイウス・ウェットゥレヌス・キウィカ・ケリアーリス、それにかのアグリコラも、ウェスパシアーヌス帝によって新たにパトリキーに昇格された人物であった。元老院管轄属州に対してドミティアーヌスは、七三―七四年に父帝が新しくパトリキーとした人物やその息子たちを送ることを好んだようである。[16]

ウェスパシアーヌス帝は、今ふれたように、治世初期に幾名かの人物を新しくパトリキーに昇格させた。彼は、自らの支持母胎とするために新しいパトリキー層の形成を期待したかにみえるほどである。これに比して、パトリキーを事実上政治権力から排除したドミティアーヌスの態度は極めて特徴的である。ドミティアーヌスのこの政策について、史料からその理由を直接読みとることは出来ない。そこで、従来の研究の如くにここに皇帝のパトリキーに対する警戒心を読みとることは容易であるが、軍事行動がしばしば必要であった同帝の治世にあっては、効率的な帝国統治のために、経験不足で不適格な人物の多いパトリキー層に重要職をゆだねることを徹底的に避けたとみることも出来よう。

もちろん、かかる政策は元老院議員の一部に不満と反感を招いたであろう。伝統の担い手とみなされているパトリキーを重要政治職から排除する態度は、先に確認したような皇帝の国制レヴェルにおける非伝統的性格、そして著しい名誉欲と相俟って紛争の種となったことは誤りない。ドミティアーヌスがその治世において処刑したとしてスエートーニウス[17]があげている十名の元老院議員のうち、六名までがパトリキーであった[18]ことは、その延長上において理解できる現象である。

保守的な元老院議員から反感をかうことになる人事をドミティアーヌスが行なったことは、パトリキーという社会的出自からの観察ばかりでなく、議員の出身地の考察からも看取することができる。例えば、最も重要なコーンスル格皇帝管轄属州総督職についてみると、パトリキーの登用は先述した通りであったが、総督の出身地では、治世初期の八二年から八三年にかけての総督六名のうち、五名がイタリア出身者であったのに対して、治世末の九五年から九六年にかけての総

督には、イタリア出身者が一名しかおらず、スペイン、ガリア、東方の出身者が就任している。[49] プラエトル格皇帝管轄属州総督についても、ウェスパシアーヌスおよびティトゥスの治世においてはパトリキーがかなり登用され、全体の七一・四パーセントの人物がイタリア出身者であるのに対して、ドミティアーヌス治世にあっては、パトリキーの登用は一名のみ（この人物もウェスパシアーヌス帝により昇格させられた新しいパトリキー！）、そしてイタリア出身者の占める比率も四二・一パーセントに減少しているのである。[50] プラエトル格の職務である軍団司令官についても、同様のことが指摘されうる。即ち、ウェスパシアーヌス、ティトゥス両帝の治世ではパトリキーの登用が五例、またイタリア出身者の占める比率は五六・五パーセントであるのに対して、ドミティアーヌス治世ではパトリキーの登用の例は唯一度、のち皇帝となるトラヤヌスその人だけであり、イタリア出身者の比率も四七・一パーセントに減少しているのである。[51]

しかし、コーンスル格の職務である公共水道のためのクーラートル職（curator aquarum）は、ドミティアーヌス治世においても終始イタリア出身者で占められ、アシアやアフリカという二大元老院管轄属州総督職も、イタリア出身者やパトリキーがそれ以前と同様に数多く登用されている。[52] 従って、先述した皇帝管轄属州総督職の変化は、ドミティアーヌス治世に元老院議員階層に急激な変化が生じたためではなく、主として皇帝の意図によるものであることがわかる。

要するにドミティアーヌスは、軍事力を伴う重要職務を伝統的勢力に与えることを避け、彼らには実権の伴わぬ名誉職的な職務への登用に限定しようとする傾向をもっていたのである。このことは既にふれたように、単に皇帝個人の嫉妬心や警戒心からだけではなく、ドナウ方面での軍事的危機に対処する必要など統治者としての政策から説明されるべきであろう。のちにトラヤヌス帝のダキア征服・属州化で決着することになるドナウ地方での騒動は、ドミティアーヌス治世において本格的に始まっており、皇帝が強い名誉欲の持ち主であったこともあって、[53] 戦争は遂行され勝利されねばならなかった。そのためには、優秀な戦争指導力とそれを背後で支える帝国の整った行政機能が必要であったのである。そこに、viri militares と R. Syme が呼んだような軍事にもすぐれたエリート元老院議員が急成長してくる基盤があった。[54]

史家スエートーニウスによれば、ドミティアーヌス帝は騎士身分や解放奴隷にも重要職務への道を開いたという。[65] また当時の詩人ユウェナーリスの作品でも風刺されているように、[66] ドミティアーヌスは元首顧問会 consilium principis を重視した。いずれも元老院議員や元老院を軽視する行為と解釈されてきたものであるが、[67] おそらく皇帝の主たる意図は、円滑で効率的な統治の達成にあったのであろう。とくに戦地にしばしば赴いた皇帝にとって、consilium principis は不可欠の存在となっていたと思われる。「ドミティアーヌスは悪しき人物ではあったが、しかし立派な友人（アミーキー）たちをもっていた」とのちの皇帝トラヤヌスがいったという後代の史書の記事[68]は、consilium に参加する人々を中心として有能な人物がドミティアーヌス政治の推進力となっていたことを示唆しているのかもしれない。

古い家柄の議員にかわって帝国内各地から新興勢力が中央政界に漸次登場してきた紀元一世紀においては、ローマ古来の伝統との間に如何にして調和を保つかという点が皇帝政治の重要な課題であったであろう。ドミティアーヌスは、時代の要請もあって従来の枠を破って新しい勢力を登用し、伝統的要素を国制の面でも帝国統治の重要職への登用においても無視した。そこには、父ウェスパシアーヌスや兄ティトゥスの時代にはかろうじて維持されていた融和すら認め難い。

ドミティアーヌスが有能でかつ厳格な行政者であったことは、既にスエートーニウスが認めている。[69] しかし、行政上の効率の向上を求めて皇帝はバランス感覚を失ってしまった。このことは、彼の個人的な性格と相俟って、保守的な社会的価値感をもつ勢力からの反発を招くことになった。もちろん、ドミティアーヌスの政策によって社会的上昇を獲得できた人々もいたのであり、個人的交際の上で皇帝を支持する人々も少なからずいたはずである。従って、元老院議員全体がドミティアーヌスに敵対したとみることは誤りであろう。ただ、多くの元老院議員の意識や価値感の中で、この皇帝に反対する理論的な基礎が充分出来ていたと考えることが必要である。

本稿冒頭で引用したタキトゥスの文章に、ネルワが元首政と自由とを融和したとの一文がある。ここにみえる元首政という言葉が皇帝の政治的権力を具体的に意味し、自由が元老院議員の政治参加の自由、あるいは少なくとも伝統的に行な

われてきた帝国統治への参画を意味していると解するならば、ネルワがそれを実際に融和したかどうかについては後に調べる必要があるものの、少なくともドミティアーヌスが両者の関係を破滅的なものにしたことは明らかである。これまで五賢帝と対照的な存在と説かれてきたドミティアーヌスの政治とは、かかる性格のものであったのである。

① ドミティアーヌスのキリスト教迫害については、さしあたり、弓削達、前掲書、一二一一四三頁参照。

② Montesquieu, *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence*, 1734, in: *Œuvres complètes* (*Gallimard*) II, 1951, p. 153. 大岩誠訳『ローマ人盛衰原因論』岩波文庫、一九四一年、一四〇頁。井上幸治訳「ローマ盛衰原因論」(『世界の名著三四・モンテスキュー』所収) 中央公論社、三〇三頁。

③ K. H. Waters, The Second Dynasty of Rome, *Phoenix* 17, 1963, pp. 198～218; Id., The Character of Domitian, *Phoenix* 18, 1964, pp. 49～77; Id., Traianus Domitiani Continuator, *AJPh* 90, 1969, pp. 385～404; Id., The Reign of Trajan, and Its Place in Contemporary Scholarship (1960-1972), *ANRW* II-2, 1975, pp. 381～431; Id., Trajan's Character in the Literary Tradition, in: *Papers in honour of E. T. Salmon*, Tronto, 1974, pp. 233～252.

④ B. W. Jones, *Domitian and the Senatorial Order: A Prosopographical Study of Domitian's Relationship with the Senate A. D. 81-96*, philadelphia, 1979 (以下 Jones, *DSO*, と略記) p. 46; R. Syme, Domitian: The Last Years, *Chiron* 13, 1983 p. 125.

⑤ 松本宣郎「ローマ帝国」(前沢他著『文獻解説 ヨーロッパの成立』南窓社、一九八一年所収) 一〇一頁。

⑥ Suetonius, *Domitianus*, XIV, 1 et XVIf..

⑦ Dio Cassius, LXVII, 15 et 17.

⑧ Suetonius, *Domitianus*, XIV, 1.

⑨ Dio Cassius, LXVII, 15. エウムロピウスは犯人がペトローニウスとペルティナクスだと断言している。Eutropius, *Breviarium ab Urbe Condita*, VIII, 1, 1.

⑩ Suetonius, *Domitianus*, XIV, 4～XV, 1.

⑪ Dio Cassius, LXVII, 1～3.

⑫ Suetonius, *Domitianus*, X, 2.

⑬ Jones, *DSO*, pp. 49f..

⑭ Suetonius, *Domitianus*, X, 2～5; Dio Cassius, LXVII, 3, 3～4,; 9, 6; 11, 2, 3, 6; 12, 1. 既に陰謀は治世の初期より生じており (*Eusebi Chronicorum Canonum*, Dublin / Zürich, 1967, vol. 2, p. 160, Eusebius-Hieronymus A. Abr. 2099; *CIL*, VI, 2065)、陰謀は処罰をよび、処罰は新たな陰謀を生み出したのであった。

⑮ Suetonius, *Domitianus*, XXIII, 1.

⑯ Suetonius, *Domitianus*, XXIII, 1; Dio Cassius, LXVIII, 1, 1.

⑰ Suetonius, *Domitianus*, XIII, 3. 他に Statius, *Silvae*, IV, 1.

⑱ Plinius, *Panegyricus*, LVII, 3.

⑲ 原則として A. Degrassi, *I Fasti Consolari dell'Impero Romano*, Roma, 1952 に従う。

⑳ B. W. Jones, Domitian's Attitude to the Senate, *AJPh* 94, 1973, pp. 79～91; Id., *DSO*, pp. 30～57.

㉑ 史料についてはさしあたり Weynand, Flavius, *RE* VI, 1909, Sp.

2560f. を参照。

㉒ B. W. Henderson, *Five Roman Emperors*, Cambridge, 1927, p. 33.

㉓ Suetonius, *Domitianus*, VIII.

㉔ Suetonius, *Domitianus*, VIII, 4; Plinius, *Epistulae*, IV, 11, 5ff..

㉕ Suetonius, *Domitianus*, XIII, 2; Dio Cassius, LXVII, 4, 7; 13, 4; Plinius, *Panegyricus*, II, 3; LXXVIII, 2; Martialis, V, 8, 1; VII, 34. 8.

㉖ Dio Cassius, LXVII, 4, 3.

㉗ H. Nesselhauf, Tacitus und Domitian, *Hermes* 80, 1952, S. 222～245.

㉘ この点に関しては、最近 K. Hopkins が新しいアプローチを提示した（*Death and Renewal: Sociological Studies in Roman History*, *vol.* 2, Cambridge, 1983, pp. 120～200）が、その問題点については筆者の書評（『史林』第六八巻一号、一九八五年、一四一―一四八頁）を参照されたい。

㉙ M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire*, Oxford, 1926, 1957 (2nd. ed.), p. 113.

㉚ Suetonius, *Vespasianus*, IX, 2.

㉛ *CIL*, XIII 1668 = *ILS*, 212. cf. Tacitus, *Annales*, XI, 23～25.

㉜ B. Stech, *Senatores Romani qui fuerint inde a Vespasiano usque ad Traiani exitum*, Leipzig, 1912; C. S. Walton, Oriental Senators in the Service of Rome: A Study of Imperial Policy down to the Death of Marcus Aurelius, *JRS* 19, 1929, pp. 38～66; P. Lambrechts, *La composition du sénat romain de l'accession au thrône d'Hadrien à la mort de Commode*, Antwerp, 1936; Id., Trajan et le recrutement du Sénat, *L'antiquité Classique* 5, 1936, pp. 105～113.

㉝ M. Hammond, Composition of the Senate in A. D. 68～235, *JRS* 47, 1957, pp. 74～81.

㉞ W. Eck, *Senatoren von Vespasian bis Hadrian: Prosopographische Untersuchungen mit Einschluss der Jahres- und Provinzialfasten der Statthalter*, München, 1970.

㉟ J・P・V・D・ボールスドン著、吉村忠典訳『ローマ帝国』平凡社、一九七二年（原著出版は一九七〇年）、一六七頁の表は、M. Hammond, op. cit., p. 77 の表をそのまま利用しているようである。

㊱ Jones, *DSO*. ジョーンズは六四七名を調べあげたが、そこから Dubii とされた者六七名、Reiecti である者四五名を除いて、Certi と Probabiles で計算した。

㊲ J. Devreker, La composition du sénat romain sous les Flaviens, in: *Studien zur antiken Sozialgeschichte*, Köln, 1980, S. 257～268（以下 Devreker, La composition と略記）。この論文は、彼の学位論文 De Samenstelling van de romeinse Senaat onder de Flaviërs, Gand, 1974（未公刊）の要約である。

㊳ G. W. Houston, Vespasian's Adlection of Men in Senatum, *AJPh* 98, 1977, pp. 35～63; J. Devreker, L'adlectio in senatum de Vespasian, *Latomus* 39, 1980, pp. 70～87.

㊴ H. Halfmann, *Die Senatoren aus dem östlichen Teil des Imperium Romanum bis zum Ende des 2. Jh. n. Chr.*, Göttingen, 1979; J. Devreker, Les Orientaux au Sénat romain d'Auguste à Trajan, *Latomus* 41, 1982, pp. 482～516.

㊵ 文献は註㉜、㊱、㊲参照。

㊶ G. W. Houston, loc. cit.

㊷ J. Devreker, Les Orientaux……, *Latomus* 41 および Id., La

composition の両者を参照。cf. W. Eck, Sozialstruktur des römischen Senatorenstandes der hohen Kaiserzeit und statistische Methode, *Chiron* 3 (1973), S. 377f..

(43) J. Devreker, La composition, p. 267.

(44) S. J. De Laet, *De samenstelling van den romeinschen Senaat gedurende de eeerste eeuw van het Principaat* (*28 vóór Chr.-68 na. Chr.*), Antwerp, 1941, pp. 306f であるが、筆者未見。Jones, *DSO*, p. 50 による。

(45) Jones, *DSO*, pp. 50～56.

(46) *Ibid.*, pp. 52～54.

(47) Suetonius, *Domitianus*, X, 2～4.

(48) Jones, *DSO*, p. 55.

(49) *Ibid.*, p. 71.

(50) *Ibid.*, pp. 79f. に基づき計算した。

(51) *Ibid.*, pp. 77f. に基づき計算した。

(52) *Ibid.*, pp. 65～68.

(53) ドミティアヌスの名誉欲の強さについては、とくに Suetonius, *Domitianus*, V, 1 et XIII 参照。

(54) R. Syme, *Tacitus*, Oxford, 1958 にみられる viri militares という把握に対する批判は、J. B. Campbell, Who were the 'VIRI MILITARES'?, *JRS* 65, 1975, pp. 11～31. Campbell の考え方に対する批判は、A. R. Birley, *The Fasti of Roman Britain*, Oxford, 1981, pp. 20f. さらにこれに対する Campbell の反論は、J. B. Campbell, *The Emperor and the Roman Army 31 BC-AD 235*, Oxford, 1984, p. 329 を見よ。

(55) Suetonius, *Domitianus*, VII, 2.

(56) Juvenalis, *Satura* IV, 37 ad fin., cf. J. Crook, *Consilium Principis*, Cambridge, 1955, pp. 48～52.

(57) 例えば、*The Oxford Classical Dictionary*, Oxford, 1970 (2nd. ed.), p. 360.

(58) Historia Augusta, *Severus Alexander*, LXV, 5.

(59) Suetonius, *Domitianus*, VIII, 1f..

第二章　ネルワ帝の人物と政治

1　即位前のネルワ

本稿の問題関心からネルワの政治を考える場合、その性格は如何なるものと把握することが出来るであろうか。本章の課題は、前章までの分析成果をふまえつつ、この問題の解明を行なうことにある。しかし、本題に入る前に即位前のネルワについて改めて検討しておく必要があろう。なぜなら、これまでの研究史をみるかぎり、この皇帝の短い統治の評価は

皇帝自身の人物評価と不可分であり、その人物評価というものは即位前のネルワの評価から由来すること大であると思われるからである。

マルクス・コッケーイウス・ネルワは、中部イタリアのナルニア（現ナルニ）で生まれた。その誕生の年は紀元三〇年という説と三五年という説があるが、前者の方が有力といえる。[1] 彼の家系のはっきりと確認できる最初の祖先は、前三六年のコーンスルとなった彼と同名の人物であり、マルクス・アントーニウス配下の将軍の一人であったと考えられる。[2] その後一代は不明であるが、紀元二一年ないし二二年の補充コーンスルに就任したネルワの祖父は、大法律家であり、皇帝ティベリウスの友人でもあったことがわかっている。[3] その子、即ちネルワの父もやはり法律家であったようであるが、先代には比すべくもなく、コーンスルに就任したかどうかも疑わしい。[4] 一方、彼の母は、紀元三三年の補充コーンスルになったガイウス・オクターウィウス・ラエナスの娘で、この母の系統を通じてネルワはユーリウス・クラウディウス家と繋がりを有していた。[5]

ネルワ自身は、法律家としてはさして重要ではない。[6] 彼を偉大な法律家と述べている研究者[7]は、彼の祖父と取り違えている恐れがある。

ネルワは、その経歴において軍隊を指揮したこともなければ、属州統治に赴いたこともなかったようである。[8] 一世紀の詩人マールティアーリスによれば、彼はネロ帝の時代に詩を書いて皇帝に気に入られ、当代のティブッルスと呼ばれていた。[9] だが、こうしたことから直ちにこの人物を文弱な貴族とみなすことはできない。というのは、以下の如き諸事実が存するからである。

ネロ帝治世の紀元六五年に、皇帝打倒の陰謀であるピーソの陰謀が事前に発覚して、多くの元老院議員たちが処罰された事件があったが、タキトゥスはその『年代記』第一五巻において、ネロ帝が陰謀者の処罰を終えたあとで元老院議員ペトローニウス・トゥルピリアヌス、近衛隊長ティゲッリーヌスと並んでネルワに凱旋将軍顕章（ornamenta triumphalia）

を与え、特にティゲッリーヌスとネルワのためには凱旋将軍像を中央広場に建て、パラティウムにも立像をおくほどに名誉を高めたと記しているのである。[10] このタキトゥスの記事の内容は、ネルワに関する碑文からも確認される。[11] タキトゥスは、慎重にもこの事実に何の注釈も形容詞も付していない。しかし、その文脈から、また同時に栄誉をうけたティゲッリーヌスの一般的評価から考えても、ネルワがこの陰謀発覚事件の際、皇帝にとって極めて重要で有益な行動——例えば陰謀の通報——をなしたことは想像に難くないのである。

この事件を重視した R. Syme は、その大著『タキトゥス』の中において、従来の研究者はこの点に気づかないふりをするか言い訳しようとしてきたと厳しい指摘を行なった。[12] その後の研究の中でネルワ評価のうちにこの Syme の指摘を重要視するものはあまりないが、筆者は Syme のこの指摘を考慮すべきだと考える。

ところで、ネロと親密な関係にあったにもかかわらず、ネルワはネロ死後の内乱を経て成立したフラウィウス朝下でも優遇されたようである。紀元七一年には皇帝ウェスパシアーヌスとともに正規コーンスルに就任、九〇年には皇帝ドミティアーヌスとともに名誉ある二度目の正規コーンスルに就任している。この二度のコーンスル職の間においても、貴族が就任する聖職関係のポストに順調に就いていた。[13]

ドミティアーヌス帝の恐怖政治の時期にネルワはタレントゥムへ追放されたと伝える後代の史料が存するが、[14] これはネルワとドミティアーヌスを対照的にみせるためにつくられた論として古くから疑われている。[15] むしろ、同時代の詩人マールティアーリスの作品から、ドミティアーヌス晩年でもネルワは順境にあったと推測する方が好ましいであろう。[16]

以上みてきたことから明らかなように、ネルワという人物は、皇帝や皇帝家とのつながりを常に失わずに、ローマの中央政界の荒波を乗り越えて、長年にわたって地位を維持してきた人物であった。近年のプロソポグラフィカルな研究の教えるところでは、[17] ネルワは当時の属州総督や軍指揮官となった人々と血縁関係など深いつながりというべきものがあったわけではないようで、中央政界に一つの党派を有するような人物ではなかったようである。ただ、長年の経験から宮廷政

治や皇帝というものを知りつくしている、そして機を見るに鋭敏な貴族であった。「宮廷内でのクーデタ」がネルワを次の皇帝に担ぎだした所以もそのあたりに求めてよいであろう。「穏健・安全な人物」「非力な老人」というしばしば唱えられるネルワ評価は、この意味で決して妥当なものとは言い難い。ネルワの政権が後述するように反乱に苦しむ脆弱なものであった理由は、決してネルワ帝の人物から来るものではなく、その政権の構造上の性格によっていたと考えられるのである。では、節を改めて、この点をより深く考察してみよう。

2　ネルワ帝の政治

ネルワがドミティアーヌス暗殺者と近衛隊長らによって擁立された皇帝であったことは、今日の史料状況ではまず誤りないことである。[18] 元老院でネルワは「承認」を受けたのであり、そこで「選抜」されたのではない。また、ネルワを元老院の筆頭的存在と考えるのは、その高齢を別にすれば何ら根拠のないことである。従って、即位の事情をして彼を「元老院皇帝」と呼ぶことは明らかに誤りである。

さて、前章でみたように、ドミティアーヌス暗殺の陰謀の背景には、反ドミティアーヌス派といいうる元老院議員たちの存在があった。ドミティアーヌスが死ぬと、彼らは当然のことながら政治の前面に台頭してきた。そして、新帝に対して強力な圧力をかけたのである。こうして、まずネルワにとってとるべき政治の方針としては、何よりもドミティアーヌス政治の否定が求められることになったのである。

こうした観点からネルワの政治をみる時、まず、元老院によるドミティアーヌス帝の記憶の抹消の決議や皇帝像の破壊などを容認したことが注目される。[19] これらは、反ドミティアーヌス派議員の先帝に対する報復的行動をネルワが受けいれたものと解される。また、ドミティアーヌスによって追放されていた人々の帰還を認め、[20] 貨幣には LIBERTAS PUBLICA や ROMA RENASCENS を刻して、[21] 先帝の時代とは今は違うのだということを宣伝したのである。

さらにネルワは、元老院において「元老院議員を殺さぬ誓い」を行なった。[22] これは、ドミティアーヌスの恐怖政治を否定するものであり、五賢帝時代からセウェールス朝期にかけて皇帝即位の際の麗しき慣行となる。[23]

ところで、ネルワは元老院議員の政治参加に関して注目すべき措置を行なった。それは、九七年一月の正規コーンスルとしての自分の同僚に、既に三〇年も前に政界を引退したウェルギニウス・ルーフスを任じたのである。[24] その年齢は八〇歳以上と考えられ、ネルワよりさらに高齢である。他にも補充コーンスルや側近に六五歳のアッリウス・アントニーヌスや七三歳のウェストリキウス・スプリンナらが選ばれている。[25] ネルワの政治のかかる特徴は既に R. P. Longden によって指摘されており、[26] R. Syme はこれを「老人政治」と呼んでいる。[27] Syme はこれについて、政界にコネクションを持たぬネルワが、昔の友人たちに協力を依頼したのだと解しているが、[28] そればかりではないであろう。彼ら老元老院議員を登用することで、ネルワは自らが元老院の伝統的な権威を尊重している態度を示して、反ドミティアーヌス派の人々の圧力を和らげようとする意図を持っていたと考えられるのである。

しかし、これらの措置は、ドミティアーヌス帝の行なった斬新な人材登用に逆行するものであり、極めて復古的色彩を感じさせるものであった。元老院を中心とするローマ古来の伝統と、新興勢力の台頭の現状という二つの判断基準のうち、ドミティアーヌスは効果的な行政を求めて後者を重視した。それによって、彼はのちに有能な行政者と評されることになったが、前者を軽視しすぎたために結果的には哀れな最期を遂げることになったのである。ネルワは前者を重視した。それは、彼の即位をめぐる諸事情からやむをえぬことであった。

ところが、一方でネルワは、即位後直ちにドミティアーヌスのかつての寵臣たちを政界より排除するということは行なわなかった。それどころか、反ドミティアーヌス派の元老院議員によってなされる所謂デーラートル（ドミティアーヌス治世下で元老院議員を陥れた告発人）の告発や処罰の要求に対しても、ほとんど熱心さを示さなかったのである。[29]

こうしたネルワの態度は曖昧さを感じさせる。彼自身がドミティアーヌスと親しい関係にあったであろうことがその曖

昧さの原因として思い浮かぶかもしれないが、何よりもまずこのネルワの態度は、先帝時代の有力者たちが依然としてかなりの勢力を持っており、反ドミティアーヌス派の要求ばかり受け入れることはできないという彼の治世の現実に対応したものであった。彼がそうした中央政界の状況を把握する能力をそなえた人物であったことは、既に前節で述べたところから明らかであろう。

ネルワ帝は、元首の政治と自由とを融和させたとか、リーベルタース（元老院的自由）の回復者だとかいわれる。確かにそのようにふるまうこともした。[30] 彼自身が、たいへん古いというわけではないにしても、当時ではもうかなり少なくなっていた共和政期に遡りうるイタリアの元老院議員家系出身の老貴族であったということも、彼が「元老院皇帝」という印象を与えるのに一役かっていたかもしれない。しかし、彼は元老院によって選出されたわけでもなければ、その治世においてドミティアーヌス政治の否定を完全に実行したのでも決してない。元老院内部に自己の強力な支持集団というものを有しないネルワは、長い経験によって得られた政治的感覚によりながら中央政界の安定と自己の政権の維持を模索する他なかった。それが首尾一貫しない態度として現われたのである。要するにネルワの政権は、ドミティアーヌス治世以来の有力者たちにも、台頭してきた反ドミティアーヌス派の人々にも確固たる支持母胎を持たない極めて不安定な構造になっていたのであった。こうした状況に加え、属州統治や軍隊指揮を全く経験しておらず、またその方面での繋がりをも有さないネルワにとって、属州各地に駐屯する軍団や首都の近衛隊を充分統御することは極めて困難であった。そして、まさにこの点からネルワ政治の動揺は始まることになったのである。

ネルワは即位後、CONCORDIA EXERCITUM を刻した貨幣を出して、[31] 軍の支持と平静を求めた。この銘をもった貨幣は、紀元六八年～六九年の内乱時代にもよく出されたものである。[32] 属州の軍団のうち、ドミティアーヌスの死とネルワの即位という政変によって動揺を生じたのはドナウ地方の一軍団内の場合のみであり、それはプルサのディオの弁説によって反乱に至らぬうちに鎮静化されてしまった。[33] ただ、プリニウスの書簡集の中に、属州シリアの総督が謀反の計画を有

していたと解されてきた箇所が存するが[34]、この史料について、筆者は既に別稿にて論じており[35]、その成果は次章において述べられることになる。軍隊の動揺という点では、表面にあらわれた限りでは、属州よりも首都の方がさしあたり重大であった。次にその点をみてみよう。

ドミティアーヌスは、多くの賜金などを与えて近衛隊の機嫌をとっていた。スエートーニウスによれば、ドミティアーヌスの死の報に接して、ローマの一般民衆は冷淡であり、元老院議員たちは大喜びしたが、近衛兵たちはたいへん悲しみ、彼を神なる皇帝（Divus）と呼ぼうとしたという[36]。さらに、彼らはドミティアーヌスの復讐をも準備せんとしたが、指導者（dux）を欠いていたとも伝えている[37]。しかし、このスエートーニウスの記事は、おそらくその後の近衛隊の行動をも知っている著者が、ドミティアーヌス暗殺直後の動きの論述の中にその後の動向をも反映させて集約的に書いたものなのであろう。少なくとも暗殺事件直後のネルワ即位時には、近衛隊の兵士たちは陰謀に参加した二人の近衛隊長ペトローニウス・セクンドゥスとノルバヌスによって懐柔されて、露骨にドミティアーヌスの復讐を唱えたりはしなかったはずである。ネルワ治世初期に、ガイウス・カルプルニウス・クラッススという元老院議員がこの近衛隊を動かしてネルワに反抗しようとする陰謀を企てたようであるが[38]、失敗に終わったところをみれば、まだその時点でも近衛隊の動揺は顕著ではなかったと思われる。動揺から反乱へ発展するためには、スエートーニウスのいう「指導者」が必要だったのである。

ネルワ即位の後まもなくして、われわれの史料からは近衛隊長のうちの一人ノルバヌスの名が消える。かわって、カスペリウス・アエリアーヌスという男がその後任としてネルワによって任じられることとなる。この人物が、近衛隊を動揺から反乱へと導く「指導者」となった者である。

カスペリウスは、既にドミティアーヌス帝代に一度近衛隊長に就任していたが、のち解任され、ネルワによってペトローニウスの同僚として再び任じられたのであった[39]。時期を正確に決定することは不可能であるが、九七年のおそらく夏頃[40]、このカスペリウスは近衛隊を動かしてネルワに対する反抗を開始し、ドミティアーヌス帝殺害者の引き渡しを皇帝に要求

した。ネルワはこの要求に従って近衛隊長のペトローニウスと侍従のパルテニウスを引き渡したが、二人は近衛隊の手により直ちに処刑された。カスペリウスの反抗はさらに続き、先帝の仇討ちをしたことについて近衛隊に公的に感謝するようネルワに強要したのである。

R. Hanslik は、カスペリウスのかような行動について、彼が同僚のペトローニウスを妬んでいて、ペトローニウスを陥れることが彼のねらいであったと説明しているが、[41] これは全く根拠のない単なる想像である。むしろ、われわれは、ドミティアーヌスによって解任され、おそらく帝をよく思っていなかったであろうカスペリウスが、なぜドミティアーヌスの復讐の指導者たらねばならなかったのか、という点に注意を向けるべきであろう。筆者は、カスペリウスが同僚との関係といったような狭い枠の中ではなく、より大きな政治的行動の計画の上に立って動いていたのではなかろうかと考えている。即ち、高齢のネルワのあとを継承する次の皇帝の選出という、当時では最も重大な政治的課題についての計画に関連しているとみるのである。そうした脈絡の中でとらえてこそ、かかる不可思議なカスペリウスの行動も、明解に説明できると思われるのである。この点は、トラヤヌス帝政権の成立過程を考察する際に明らかにできよう。

以上、本章ではネルワの人物像を再考した上で、その政権の性格を考えてきた。その結果明確になったように、ネルワの政権は構造上極めて不安定であり、その治世下の国内政情は、五賢帝時代の開幕という明るいイメージとは程遠い、動揺と緊張の連続であったのである。こうした帝国政治が、トラヤヌス帝治世初期に安定をみるまでには、如何なる経過をたどるのであろうか。次章では、この問題に具体的に接近したい。

① 三〇年生まれと考える説は Dio Cassius, LXVIII, 4, 2. を根拠としてゆり、R. P. Longden (Nerva and Trajan, *Cambridge Ancient History* XI, 1936, p. 188), A. Garzetti, (*Nerva*, Roma, p. 17), R. Hanslik (Nerva, *Der Kleine Pauly* IV, 1975, Sp. 75) ら多くの者が採用している。一方、ネルワが六六年にプラエトルに就任したことを基礎として三五年誕生を主張するのは、A. Stein (Cocceius, *RE* IV-1, 1900, Sp. 148), R. Syme (*Tacitus*, p. 653, n. 5) である。

② R. Syme, *The Roman Revolution*, Oxford, 1939, pp. 200 & 267; Id., *Tacitus*, pp. 1& 627.

③ R. Syme, *Tacitus*, p. 627; W. Kunkel, *Herkunft und Soziale*

Stellung der römischen Juristen, Weimar, 1952 (H. Böhlaus 1967), S. 120, Nr. 7.

⑭ R. Syme, *Tacitus*, p. 627; W. Kunkel, *op. cit.*, S. 130, Nr. 13.

⑮ R. Syme, *Tacitus*, pp. 627f.

⑯ *Ibid.*, p. 1.

⑰ 例えば、A・H・M・ジョーンズ「政後の危機・衰退にむかうローマ帝国」(ボールスドン編、長谷川訳『ローマ人』岩波書店、一九七一年所収) 九七頁。

⑱ R. Syme, *Tacitus*, p. 1.

⑲ Martialis, VIII, 70, 7f.; R. Syme, *loc. cit.*.

⑳ Tacitus, *Annales*, XV, 72. 国原吉之助訳『年代記』岩波文庫、一九八一年、下巻二九八頁。

㉑ *ILS*, 273.

㉒ R. Syme, *Tacitus*, p. 629.

㉓ *Ibid.*, p. 2.

㉔ Philostratus, *Vita Apollonii*, VII, 8, 11; Dio Cassius LXVII, 15, 5f.

㉕ R. P. Longden, op. cit., p. 188; *Oxford Classical Dictionary*, 1949, p. 605.

㉖ Martialis, VIII, 70, IX, 26. 他に Plinius, *Epistulae*, VII, 33, 9.

㉗ R. Syme, *Tacitus*, pp. 3 & 627f.; Jones, *DSO*, passim.

㉘ Dio Cassius, LXVIII, 1. 1.; Eutropius, *loc. cit.*; *Fasti Ostienses*, XIII d. 詳しくは J. Carcopino, L'Hérédité Dynastique chez les Antonins, *RÉA* 51, 1949, pp. 267～276. 参照。

㉙ 史料については、前章註⑯参照。

㉚ Plinius, *Epistulae*, I, 5, 10.

㉛ *Coins of the Roman Empire in the British Museum* III, 1936 (rep. 1976), pp. 3ff.; R. Syme, *Tacitus*, p. 7.

㉜ Dio Cassius, LXVIII, 23.

㉝ A. R. Birley, The Oath not to Put Senators to Death, *Classical Review* N. S. 12, 1962, pp. 197～199.

㉞ Dio Cassius, LXVIII, 2, 4; Frontinus, *De aquaeductu urbis Romae* 102; A. Garzetti, *op. cit.*, pp. 52f, 160.

㉟ ウェルギニウス・ルーフスとウェストリキウス・スプリンナは、ネルワの始めた経済問題のための委員会 (Plinius, *Panegyricus*, LXII, 2) に加わることを求められ、アッリウス・アントニーヌスはコーンスルとなったばかりでなく、ネルワの友人たち (amici) の一人としてスプリンナと同様にネルワを親しく支持した (A. N. Sherwin-White, *The Letters of Pliny*, Oxford, 1966, p. 267)。他にも高齢のコーリウス・アロンティーヌスが公共水道のためのクーラートル職、そしてまもなくコーンスルに登用され (R. Syme, *Tacitus*, p. 3; A. N. Sherwin-White, *op. cit.*, p. 273.)、コルリウス・ルーフスが土地問題委員会に参加している (A. N. Sherwin-White, *op. cit.*, pp. 111 f.)。これらの人々は、既に二十年以上前に最初のコーンスル職を経験した人たちであった。

㊱ R. P. Longden, op. cit, p. 198.

㊲ R. Syme, *Tacitus*, p. 3. 他に A. N. Sherwin-White, *op. cit.*, p. 267.

㊳ R. Syme, *loc. cit.*.

㊴ Plinins, *Epistulae*, IV, 22, 4～6.

㊵ *CIL*, VI, 472 = *ILS*, 274.

㊶ *Coins of the Roman Empire in the British Museum* III, 1ff.; R. Syme, *Tacitus*, p. 7.

㊷ R. Syme, *Tacitus*, p. 7. n. 3.

㉝ Philostratus, *Vitae Sophistarum*, I, 7; A. Stein, op. cit., Sp. 139.
㉞ Plinius, *Epistulae*, IX,13, 10～11.
㉟ 拙稿「トラヤヌス政権成立への政治過程」（本稿「はじめに」註③参照）
㊱ Suetonius, *Domitianus*, XXIII, 1
㊲ Suetonius, *loc. cit.*
㊳ Dio Cassius, LXVIII, 3, 2; *Epitome de Caesaribus*, XII, 6.
㊴ Dio Cassius, LXVIII, 3, 3～4; Philostratus, *Vita Apollonii*, VII, 6, 22.
㊵ A. Garzetti, *op. cit.*, p. 81; K.-H. Schwarte, Trajans Regierungsbeginn und der Agricola des Tacitus, *BJ* 179, 1979, S. 152.
㊶ R. Hanslik, M. Ulpius Trajanus, *RE*. Sup. X, 1965, Sp. 1041.

第三章　トラヤヌス帝政権の成立と安定

1　トラヤヌス政権成立への経過

紀元九七年一〇月二七日、ネルワはカピトーリウムのユーピテル神殿の前において、当時属州上部ゲルマーニア総督として赴任しており首都には不在であったマルクス・ウルピウス・トラヤヌスを養子とすると宣言した。[①] この時あるいはこの後まもなくネルワよりトラヤヌスに付与された国制上の諸権限に関する議論について今言及することは避けるが、[②] いずれにしてもこの養子縁組によってトラヤヌスがネルワの共同統治者、将来の後継者と決まったのは明らかである。

ところで、なぜネルワが血縁関係のないトラヤヌスを養子・後継者として選抜したのか、そして、六九年のガルバ帝によるピーソ養子・帝位継承が失敗したにもかかわらず、ネルワとトラヤヌスの場合にはなぜそれが成功したのかという問題は、この時代の政治史の理解ばかりでなく、元首政の本質そのものを考える上で極めて興味深いテーマである。ネルワによるトラヤヌス養子縁組については、本稿冒頭でも述べたように、五賢帝時代の特徴たる養子皇帝制の最初でかつ代表的な例として一般に理想的に描かれ、また元老院的・ストア的理念の実現であるとか、元首政と哲学の和解の現れであるとまで考えられてきたのであったが、[③] 筆者は別稿においてこの養子縁組に至る政治過程を検討し、それがピーソ養子の場

合とは全く異なって純粋な政治的暗闘の結果であり、何ら新しいイデオロギーや制度に基づくものでも、またそれらを持ち込むものでもなかったことを示した。[4] 本節では、まず筆者が別稿で行なった考察の成果をごく簡単に要約する。それによって、前章末に提起された近衛隊長カスペリウスをめぐる問題も解決されよう。そののち、ネルワとトラヤヌスとの関係についてもさらに論じてみたい。

「トラヤヌス政権成立への政治過程」と題した論考において、筆者は次の趣旨のことを論じた。即ち、高齢で子供のいないネルワである故に、後継者問題はおそらくその即位の当初から中央政界の話題となっていたであろう。トラヤヌスはスペインのイタリカ出身、壮年の元老院議員であり、その優れた将軍としての資質と当時指揮しえたゲルマーニア軍団の勢力からいっても、ネルワの後継者の有力候補であった。しかし、彼は一般に考えられがちな単一候補ではなかった。トラヤヌスには重大なライヴァルがいた。スペイン出身の属州シリア総督マルクス・コルネーリウス・ニグリーヌス・クリアティウス・マーテルヌスがその人である。ニグリーヌスはドミティアーヌス治下のドナウ戦争で大いに活躍した英雄的将軍であり、当時も東方の強力な軍団を指揮していた。彼はドミティアーヌス派元老院議員らの後楯となっており、おそらくは近衛隊長カスペリウスとも結びついていたであろう。逆にいえば、カスペリウスの任命やその反抗も、ニグリーヌスやドミティアーヌス派の人々と関係があったと思われるのである。また、前章でふれたプリニウスの書簡中にみえる記事が示すシリア総督謀反の動きは、このニグリーヌスの野心をあらわしているのであり、カスペリウスの起こしたネルワへの反抗は、かかるニグリーヌスの行動と連動していたものとみることができる。そして、カスペリウスの要求を次々と受け入れていったネルワは、後継者の問題についても、ニグリーヌス＝ドミティアーヌス派の側へ次第に傾いていったであろう。

ネルワの後継者選抜に関するかかる流れをニグリーヌスからトラヤヌスへと大きく転換させ、ネルワに最終的な決定を下さしめたのは、両候補と同じスペイン出身の元老院議員L・リキニウス・スラの働きであった。その工作の具体的内容

は明らかではないけれども、在来説明されたようなネルワにトラヤヌスを推薦したなどという程度のものではなく、政界有力者や近衛隊を巻き込んだ激しい政治的工作であったことは、史料にみえる arripuerat（帝権を取る・奪うの意）という言葉の激しさや、トラヤヌスのスラに対するその後の絶対的信頼と特別待遇からほぼ誤りないとみられる。

養子縁組後、共治帝となり、そののちまもなくネルワの死とともに単独皇帝となったトラヤヌスは、皇帝ネルワへの反逆者の処罰という名目で近衛隊長カスペリウスを処刑し、またニグリーヌスをシリア総督職より除いた。単にニグリーヌスのみを除いたのではなく、シリア駐屯軍団長まで交替させ、通例の人事の異動とは異なる特別の措置まで行なって自己の腹心を総督などとして送り込んだ。この地方の軍事的勢力をすっかりと自己の統治に適するように変えてしまったのである。

以上が別稿にて筆者が論じた政治過程の要点である。[5] かような理解に立ってこそ、同時代人プリニウスが『頌詞』の中でネルワにネガティヴな像を与えたことを理解でき、また歴史家タキトゥスをして、養子制に関する理想的とも思われる演説を行なったガルバ帝が現実の政治的軍事的力に敗北して破滅していく様子を『同時代史』で書かせるに至らしめた雰囲気を理解できるのである。[6]

さて、筆者の議論から生ずるネルワとトラヤヌスとの関係の解釈は、プリニウスの『頌詞』などが表面的に示しているところから形成されたと思われる一般的理解と相当異なっている。しかし、養子縁組に至る政治過程の解釈はともかくとして、筆者と同じように、ネルワ・トラヤヌス両帝の関係が一般に考えられているような円滑なものではなかったであろうとみる研究者は他にもいる。例えば、D. Kienast は、トラヤヌスがネルワの養子となってからも氏族名ウルピウスを保ったままであり、受け継いだのはネルワの名のみであって Divi filius である点にほとんど強調をおいていないと指摘している。[7] 従来の研究では、この点はネルワの側に立って、彼がユーリウス氏族やフラウィウス氏族と同様にコッケーイウス氏族の「王朝」をつくるという考えがなかったことを示すものとして注目されてきたのであったが、[8] 上述の如き政

治過程の理解に立つ筆者は、Kienast の指摘を在来の解釈とは異なって、ネルワ、トラヤヌス間の親密さの程度を示す一つの指標として利用したい。トラヤヌスはもちろんネルワを神化したが、[9] のち自らの実父を神化して、貨幣にも Divus Pater Trajanus と刻ませた[10]ことは、この関連から興味深い。

また、Kienast は P. L. Strack の研究[11]に従って、ネルワの貨幣とトラヤヌスの貨幣にみえる政治的性格には真の連続性が見い出せないとも述べている。[12]

トラヤヌスは、九八年一月にネルワが死んで単独皇帝となったのちも直ちにローマへ帰還することなく、ライン川からドナウ川沿いの辺境地帯を視察した。九九年になってようやく首都に帰還し、大歓迎の中を歩いて市内に入り、謙虚な性格を披露した。[13] トラヤヌスのかかる行動は、ネルワからの政権交替の本質を端的にあらわしているように思われる。即ち、スペインに生まれ、帝国各地で軍人として働いてきたトラヤヌスは、極言すれば、ローマ市をほとんど知らなかった。ネルワによる養子縁組という形式上の正統性は有するものの、実質的に軍事力の保有と政治的工作の結果として帝権を手にすることになった彼にとっては、無事安全に、かつ皇帝としての権威と人気をもって首都へ入るためには、少しばかり時間が必要だったのである。

2　トラヤヌスの政治と内政の安定

ドミティアーヌス治世以来、そしてとくにネルワ治世に甚しかった国内政情の乱れは、いつごろ解消して安定が実現したのであろうか。

帰還後二年ほどのうちにトラヤヌスはその地位を確固たるものにしたとかつて E. T. Salmon は述べた[14]が、筆者も基本的にこの見解に賛成する。Salmon は、この頃既に非公式ではあるが「最良の元首」(Optimus Princeps) の称号が用いられていることに注目している。[15] しかし、筆者は何よりも一〇一年三月に皇帝自ら北方へ遠征に出発したことに、彼の国内

政治勢力に対する自信を看取する。プリニウスが皇帝の政治を讃美する演説を行なったのも紀元一〇〇年のことであり、明確な年代の決定はできないものの、トラヤヌス政権のごく初期に、政権交替による混乱も収まり、国内の政情はすっかり安定したと考えてよいと思われる。

トラヤヌス政治の性格を本格的に解明するには、一九年間以上にわたる治世全体について検討する必要があるのであるが、本稿の本来の目的より考えて、本節では治世初期の考察にさしあたり限定し、ドミティアーヌスやネルワの政治との比較を試みたい。治世初期に限定はするものの、トラヤヌス政治を考える際の最も重要な同時代史料『頌詞』がその演じられた年からみてここでの検討対象となるので、史料的には著しい制約はないように思われる。

まず注目すべきは国制上の権限に関するものであって、とくにトラヤヌスが九九年の正規コーンスル職に就任しなかったことである。（単独皇帝として）統治を始めた最初の年の初めに就任する正規コーンスル職には、それまでの皇帝たちがほとんど自ら就任していたのであるが、トラヤヌスはこれを拒否した。プリニウスは『頌詞』においてこれを「自由の回復」（redditae libertatis）と呼び讃えているが[16]、明らかにドミティアーヌスの正規コーンスル職独占に対する批判と読むことができる。

トラヤヌスは一〇〇年と一〇一年の正規コーンスルには就任し、さらに一〇三年と一一二年にも同職に就いたが[17]、一九年間以上に及ぶその治世において就任回数は合計四度であり、フラウィウス朝の諸皇帝、とくにドミティアーヌスとの違いは歴然としている。

首都へ帰還する前にトラヤヌスは辺境より元老院へ書簡を送り、養父と同様元老院議員を殺さぬ誓いを行なった[18]。また、首都へ入る際は徒歩で来る謙虚さで、ローマ市に対する尊敬の念を表明している[19]。叙述に混乱がみられるものの、プリニウスは『頌詞』でトラヤヌスが「国父」（Pater Patriae）の称号をも受けとることを拒否したことを伝え、讃えている[20]。

ケーンソル職権は皇帝権に本来付属するものとして、トラヤヌスはこれを自然に用いているようであるが、新しくパト

リキーへの昇格を行なって、伝統の担い手となる階層の維持に努めている。[21] プリニウスは『頌詞』の中で次のように語っている。「高貴な家柄（ノービリタース）は、皇帝によってその輝きを衰えさせられたのではなく、むしろ輝きが増すようにされたのである。偉大な人々の子孫、自由の時代の後裔を皇帝は脅かすことなく、またそれに脅えることもない。……皇帝の意図は、単に高貴な人々（ノービレース）を維持することばかりでなく、それを生み出そうとすることであった。[22]」

総じて、トラヤヌスのこの分野における姿勢は極めて伝統遵守的であり、ドミティアーヌスのそれとは著しい対照をなしていることが確認できる。

一方、その元老院議員登用のあり方はどうであろうか。ここにはまず検討されるべき重要な問題がある。それはスペイン出身元老院議員の動向である。かつて R. Étienne はトラヤヌスおよびハドリアーヌス治下のスペイン出身元老院議員の動向を分析し、トラヤヌスはその即位についてスペイン出身元老院議員に多くを負っており、彼らはトラヤヌス治下で強力な勢力集団を形成したとの見解を出した。[23] Étienne 以外にも同様の考えを示す学者は多い。[24]

筆者が前節で述べた政治過程を思いおこせば一目瞭然のように、トラヤヌス、そしてそのライヴァルのニグリーヌス、そして政権交代に決定的役割を果したリキニウス・スラの三名ともすべてスペイン出身であり、またトラヤヌス養子が決まった問題の年九七年の高級官職者にはスペイン出身者やそれと関連の深い人物が多いとの R. Hanslik の指摘[25]をも考慮に入れれば、トラヤヌス政権の成立にスペイン出身議員が重大な関与をしていたとする説は首肯されねばならぬであろう。しかし、トラヤヌス治世下で彼らが直ちに指導的役割を果すことになったのであろうか。

W. Eck が作成した属州総督表[26]に従って、筆者はトラヤヌス単独統治の初年から一〇三年／一〇四年までの属州総督職に就任した元老院議員をとり出し、その出身地を調べてみた。[27] それによると、重要たるコーンスル格皇帝管轄属州総督一七名のうち、スペイン出身者は二名にすぎなかった。[28] コーンスル格元老院管轄属州総督やプラエトル格属州総督についても、知られる一九名のうちスペイン出身者であることがわかるのは二名だけであった。[29] したがって、トラヤヌスがスペイ

ン出身者を優先的に属州総督として登用し、帝国統治の重要な担い手としたとはいえないのである。

さて、トラヤヌス帝が皇帝管轄属州にも元老院管轄属州にもほぼ同程度にパトリキーを総督として任じたことは、既に第一章第二節の表二が示す通りである。一〇三／一〇四年までの総督表にも、皇帝管轄属州に二名、元老院管轄属州に一名のパトリキー総督があらわれている。[30] また、一〇三／一〇四年までのコーンスル格皇帝管轄属州総督については、出身地の知られる者の六七パーセントがイタリア出身者である点が目をひく。[31] トラヤヌスはドミティアーヌスのごとくに伝統的政治勢力を一方的に排除することなく、適度に統治に参加させていたのである。

しかし、伝統的勢力に配慮しながらも、一方でトラヤヌスは新興勢力の登用を忘れてはいない。『頌詞』の中でプリニウスは、帝の新人登用に言及して次のように語っている。「徳でもってその出自の有名さを超越しておられる陛下が皇帝でいらっしゃる限り、将来高貴な人々の仲間入りをする子孫を有するに値する人々の地位が、なぜ高貴な祖先をもつ人々より劣る必要がありましょうか。[32]」そしてさらに、「昇進と栄誉の場は万人に開かれている[33]」とまでいうのである。

ところで、単独統治第一年目に、トラヤヌスが自らが拒否した代わりに正規コーンスルに任じたのは、小アジア出身のQ・ソシウス・セネキオとイタリア出身のA・コルネーリウス・パルマ・フロンティアーヌスであった。彼らはともに、初めてのコーンスル就任でいきなり正規コーンスルとなったのであるが、年齢もまだ三十代後半の若さであったと推測される。[34] コーンスル就任以前の経歴については情報が少ないが、彼らはパトリキーではなかったから、Syme のいう viri militares にあたるエリート元老院議員であったと考えられる。セネキオはコーンスルの後まもなくして下部モエシア総督となり、さらにトラヤヌスのコメス（comes）としてダキア征服戦争に活躍、凱旋将軍顕章を得てトラヤヌス治世の終わりころ死んだ。[35] フロンティアーヌスもコーンスル後直ちにヒスパーニア・キテリオルやシリアの総督を歴任し、[36] さらにはアラビア・ペトラエアを征服してローマの属州とし、凱旋将軍顕章を得る大活躍をなしたが、[37] ハドリアーヌス帝治世の初めに、新皇帝に対する陰謀を理由に他の三名のコーンスル格元老院議員とともに処刑された。[38]

これら二名に代表されているように、トラヤヌス治世の中期から後期にかけて活躍し、帝の様々な政策や軍事行動の重要な推進者となり、またハドリアーヌス帝政権成立にむけての政治的経過において重大な役割を担うことになるような人人が、すでに初期の段階において頭角をあらわしている。Syme はそれらの人々を the younger Trajanic marschals と呼び、上述の二名以外にも七人の重要人物をあげて論じているが[39]、それによれば、彼らの中でイタリア出身者は一名しかいないという[40]。トラヤヌス治世初期には、かかるエリート議員たちが、コーンスル格ではないがプラエトル格の皇帝管轄属州総督として活躍を始めているのである。

トラヤヌス政権の成立に決定的な役割を果たしたと思われるかのリキニウス・スラは、一〇二年と一〇七年に正規コーンスルとなり、皇帝の絶対的な信頼のもとで活躍し、一〇八年ころ死んだが[41]、その際はこれまでに例がない国葬がなされた[42]。彼がトラヤヌス政権の大黒柱であったことは、『皇帝伝』や背教者ユリアーヌス帝の作品が伝える話からも充分頷けるものであるが[43]、彼が同郷のスペイン出身者を中央政界に集めて強力な勢力をなしたという事実は全く確認できない。

ネルワ治世で活躍した老政治家たちはトラヤヌス治世に入って次々と死んでゆき[44]、代わって先述したような比較的若い元老院議員たちが中央政界の指導的存在となっていった。トラヤヌスはこうした政界の世代交代を、穏健な形で、しかし現実の必要に充分適応できるよう進めていったのである。とくにスペイン出身者に限られず、新しい実力者たちが広範囲に登用されるようになった。だが、その際トラヤヌスは、元老院議員たちの意識や価値感に配慮した。ドミティアーヌスのごとき極端な方針はとらず、政治の上で伝統的要素と新しい要素とを調和させることに意を用いたのである。ドミティアーヌスをカエサル的と考えれば、まさにトラヤヌスの方針はアウグストゥス的であった[45]。彼は自らが属州出身であった故にことさらイタリアや首都に対する配慮に努めた[46]。今はドミティアーヌス治世とは異なるのだということを宣伝したし、「自由」を唱った[47]。かかる姿勢の皇帝に対して、元老院議員たちはドミティアーヌスに対して行なったような反対の根拠を失ってしまった。こうして皇帝と元老院との関係は良好となり、内政上の安定が確立したのである。

① Plinius, *Panegyricus*, VI～VIII ; Dio Cassius, LXVIII, 3, 4.

② さしあたり、M. Hammond, *The Antonine Monarchy*, Roma, 1959, pp. 1～24 などを参照されたい。

③ かかる学説の主張者については、拙稿「トラヤヌス政権成立くの政治過程」九〇頁の註一、二を参照。

④ 前掲拙稿「トラヤヌス政権成立くの政治過程」

⑤ 以上の要約部分については、その典拠となる史料や研究書の当該箇所を示すことを略した。前掲拙稿「トラヤヌス政権成立くの政治過程」を御覧いただければ幸いである。

⑥ 思考過程は異るものの、タキトゥス解釈に関して筆者と同じ結論に達しているものは、R. Syme, How Tacitus came to History, *Greece and Rome* 2nd. ser. IV, 1957, pp. 164～167 ; Id., *Tacitus*, pp. 150～156, 630.

⑦ D. Kienast, Nerva und das Kaisertum Trajans, *Historia* 17, 1968, S. 64f.

⑧ 例えば、阪本浩「ローマ元首政と Divi 礼拝」『歴史』五七、一九八一年、二六頁。

⑨ Plinius, *Panegyricus*, X, 4～XI, 4 ; Eutropius, *op. cit.*, VIII, 1, 2.

⑩ *Coins of the Roman Empire in the British Museum* III, p. 100.

⑪ P. L. Strack, *Untersuchungen zur römischen Reichsprägung* I, Stuttgart, 1931, S. 43 さらに Id., *Untersuchungen zur Geschichte der Kaiser Nerva, Trajan, Hadrian*, Stuttgart, 1930. S. 43. も参照。

⑫ D. Kienast, loc. cit..

⑬ Plinius, *Panegyricus*, XXII.

⑭ E. T. Salmon, *A History of the Roman World from 30 B. C. to A. D. 138*, New York, 1944, p. 274.

⑮ E. T. Salmon, *loc. cit.*.

⑯ Plinius, *Panegyricus*, LVIII, 3.

⑰ 詳しくは Th. Frankfort, Le retour de Trajan aux apparences républicaines, *Latomus* XXI, 1962, pp. 134～144 を見られたい。

⑱ Dio Cassius, LXVIII, 5, 2.

⑲ 前註⑯を見よ。

⑳ Plinius, *Panegyricus*, XXI, 1. cf. LVII, 5.

㉑ *ILS*, 1054 ; R. Syme, *Tacitus*, p. 225.

㉒ Plinius, *Panegyricus*, LXIX, 5f.. 拙稿「セプティミウス・セウェールスとローマ元首政」『史林』第六五巻第二号、一九八二年、二七頁をも参照されたい。

㉓ R. Étienne, Les sénateurs espagnols sous Trajan et Hadrien, *Les empereurs romains d'Espagne*, Paris, 1965, pp. 55～85.

㉔ K. H. Waters, *ANRW* II-2, p. 388.

㉕ R. Hanslik, *RE. Sup.* X, Sp. 1037～1040.

㉖ W. Eck, Jahres- und Provinzialfasten der senatorischen Statthalter von 69 / 70 bis 138 / 139, *Chiron* 12, 1982, S. 332～339.

㉗ 出身地調査の際は、Jones, *DSO*. pp. 91～158 のリストが参考となった。

㉘ Q. Pomponius Rufus および L. Iulius Ursus Servianus.

㉙ L. Cornelius Pusio Annius Messala および L. Minicius Natalis.

㉚ C. Antius A. Iulius Quadratus, L. Neratius Marcellus, C. Octavius Tidius Tossianus L. Iavolenus Priscus.

㉛ Jones, *DSO* のリストにおける 7, 40 80, 88, 120, 172, 206, 208の元老院議員たちである。

㉜ Plinius, *Panegyricus*, LXX, 2.

㉝ *Ibid.*, LXX, 8.

㉞ C. P. Jones, Sura and Senecio, *JRS* 60, 1970, pp. 98～104.

㉟ C. P. Jones, op. cit., p. 104. が詳しい。

㊱ ヒスペリアは Martialis, XII, 9; G. Alföldy, *Fasti Hispanienses*, Wiesbaden, 1969, S. 24; W. Eck, *Chiron* 12, S. 332.
シリアについては Dio Cassius, LXVIII, 14, 5; W. Eck, *Chiron* 12, S. 340 を参照。

㊲ *ILS*, 1023; Dio Cassius LXVIII, 14, 5 et 16, 2.

㊳ Dio Cassius LXIX, 2, 5f; Historia Augusta, *Hadrianus*, VII, 2f..

㊴ R. Syme, *Tacitus*, pp. 649～651.

㊵ *Ibid.*, p. 650.

㊶ C. P. Jones, op. cit., pp. 98～104; R. Syme, *Tacitus*, pp. 231f. に詳しい。なお、トラヤヌスがスラに絶対的な信頼をよせていたことについては、Dio Cassius, LXVIII, 15, 4～6 を見よ。

㊷ R. Syme, *Tacitus*, p. 231.

㊸ Historia Augusta, *Hadrianus*, III, 10; Julianus, *Caesares*, 327, a.

㊹ ウェルギニウス・ルーフスは九七年に死に (Plinius, *Epistulae*, II, 1; A. N. Sherwin-White, *op. cit.*, pp. 142～144)、コレッウス・ルーフスは九八年ころ (Plinius, *Epistulae*, I, 12, 1; R. Hanslik, Corellius, *Der Kleine Pauly*, I, Sp. 1305; Sherwin-White, *op. cit.*, p. 111)、ユーリウス・フロンティーヌスは一〇三年ころ (Plinius, *Epistulae*, IV, 8, 3; Sherwin-White, *op. cit.*, p. 273) 各々死んだ。スプリンナの最後の消息がわかるのは一〇五年である (Plinius, *Epistulae*, V, 17; Sherwin-White, *op. cit.*, p. 154)。アントニーヌスの没年は不明である。

㊺ ユウトロピウス (Eutropius, *op. cit.*, VIII, 5) にみえる有名な Felicior Augusto, melior Traiano という言葉を想起したい。

㊻ 元老院議員のイタリアへの投資の指令 (Plinius, *Epistulae*, VI, 19) やアリメンタの推進もその証左といえよう。

㊼ Plinius, *Epistulae*, X, 97, 2; *Coins of the Roman Empire in the British Museum*, III, p. 135 などを見よ。

おわりに

筆者は旧稿において元老院議員の昇進システムを検討し、元首政盛期の皇帝たちが元老院議員を登用する際には、まず彼らの社会的出自を考慮したが、積極的な政治の運営のために伝統を破壊せぬ穏和な程度で属州や騎士身分から新しい人材をも登用するというプリンシプルを有していたと論じた。① 本稿は、結果的にはこの人材登用のプリンシプルが確立してゆく歴史的経過を具体的に描くことになったのである。

本稿が行なった説明は、冒頭に要約した一般的理解とは相当次元の異なるものである。そこでは、例えば養子皇帝制は

実体のないものとして示され、その理念的意味を捜る作業などは全くなされていない。そもそもローマ帝国の政治的発展や安定とは、ギリシア哲学的・理念的政体論などに基づく説明[2]で納得される以前に、帝国そのものの政治的・社会的現実に即して説明されねばならないのである。本稿はそうした視座からのささやかな試みであった。

社会的流動性というローマ社会の特質をふまえて、帝国全域にわたる有力者の政治参加を積極的に可能とする体制の明確な誕生、あるいは「父祖の遺風」を規範とするローマ社会のもつ政治的伝統と拡大しきった大帝国の社会的現実から生まれる新しい政治的要素との調和、こうしたものが「ローマ五賢帝政治」の成立の実体としてまとめられるのである。所謂五賢帝時代はネルワの登位より始まるものの、本稿のいう意味での「ローマ五賢帝政治」とはトラヤヌス帝代に成立したのであり、最初の属州出身皇帝トラヤヌスの登位そのものが、まさにその象徴的な表現とみなすことができる。かかる政治体制が出来上がることによって、ローマ帝国はイタリア人の国家から脱皮し、真の意味で「ローマ人」の国家となったのである。[3]

① 拙稿「セプティミウス・セウェールスとローマ元首政」（前掲註㉒）、第四章。

② かかる立場に立つ研究は海外では多い。わが国では、合阪学「ギリシア・ポリスの国家理念――その歴史的発展に関する研究」『大阪大学文学部紀要』二三、一九八三年、後篇第三部がこの方向性をもつ。

③ かつて本村凌二氏は、セプティミウス・セウェールス帝の登位と政治とをもって、「ローマ人の帝国」から「ローマ帝国」への転換点と捉える見解を示された（本村凌二「ローマ帝国とは何か」弓削達編『地中海世界』有斐閣、一九七九年所収）。これに対し、筆者は同帝の非伝統的性格をより低く見積り、その政策をマルクス・アウレーリウス帝の政策の延長上にとらえた（拙稿「セプティミウス・セウェールスとローマ元首政」）が、その解釈は本稿に通じるものである。即ち、筆者はセウェールス帝ではなくトラヤヌス帝の登位を帝国の政治的社会的発展の一大転換点とみ、マルクス帝やセウェールス帝はその延長上（発展・変質）に把握したいと考えているからである。この説明は政治的支配層の動向に注目したものであり、政治社会全般を検討したわけではないが、従来の単純な事件史的政治史では及ばぬような元首政史のより深い説明を可能としてくれるように思われる。それによって元首政の本質に関する一つの有効な説明をも可能となるかもしれない。筆者の分析は未だ幾人かの重要な皇帝やその時代にとどまっているので、さらに考察を重ねて、元首政期全般に関する説明が獲得できるよう、自らの展望の検証を行なってゆきたい。

（京都大学文学部助手）

The Establishment of the Politics of the Five Good Emperors

by

Takashi Minamikawa

Under the rule of *the Five Good Emperors*, the Roman world enjoyed a period of unexampled prosperity and peace, and the political situation in the Empire was pretty stable. How could the Roman Empire achieve this political stability? In this article, we try to examine this question and reconsider the significance of the beginning of *the Age of the Five Good Emperors* in the political and social history of the Roman Principate.

In 96 A. D. Roman Emperor Domitian was assassinated and M. Cocceius Nerva was proclaimed emperor. Domitian is generally depicted as a tyrant, but on the other hand Nerva is regarded as a good emperor who was in harmony with the Senate and inaugurated a new system of succession (Adoptivkaisertum). But our detailed study can show that under the short reign of Nerva there was the antagonism of the Domitianic party against the anti-Domitianic, and that the political situation didn't become stable yet. And our another study has already shown that Trajan's adoption by Nerva in 98 was not the inauguration of a new system of succession but a result of political strife. So, what is difference of the politics of Nerva and Trajan from that of Domitian? Our arguments are as follows.

In the first century, the new aristocracy from the Italian and provincial cities gradually engaged in the central government. Domitian positively opened the imperial offices to them with no regard to the traditional group in the Senate. He was an eminent administrator, but in concert with his strong desire for fame this positive policy provoked antipathy of the traditional and conservative group. As for Nerva, he formed a kind of the gerontocracy which can be regarded as a reaction to Domitian's policy. The politics which could achieve the political stability was at length formed in the early years of Trajan's reign; having a high regard for the political and social tradition, Emperor Trajan em-

ployed the new power to the imperial administration properly.

In sum, *the Politics of the Five Good Emperors*, which was really established in the reign of Trajan, can be characterized by the formation of the system under which the distinguished in the whole Empire could participate in the imperial government.

Gemeinde- und Ratsreformation an Straßburg 1521–25

von

Shin Watanabe

Für die Reformationsforschungen scheint es eine wichtige Betrachtungsweise zu sein, auch den Einfluß inner-städtischer Konflikte vom 14. bis 18. Jahrhundert zu untersuchen.

Dieser Artikel befaßt sich in diesem Sinne mit der Reichsstadt Straßburg, " dem etwas wie Modellcharakter für die städtische Reformationsgeschichte in Deutschland überhaupt zukommen dürfte."

Hier werden drei Streitpunkte analisiert.

1. Die Fragen um die Rechte von Pfarrerwahlen.
2. Die Fragen um die öffentliche Disputationen.
3. Die Ereignisse in Bauernkriegszeit.

Es sollte geklärt werden, daß die Hauptträger der Straßburger Reformation " *die Gemeinde* " (die Zunftbürgern) waren, die sich von " *Pöbeln* " unterschieden, und daß unter den Zunftbürgern selbst sich die " *Unter-Zünfte-Gruppen* " lebhafter bewogen. Und diese Bewegungen waren jedoch durch die Forderung nach den Erweiterungen politischer Rechte in gewisser Weise verbunden.

Weiterhin wird darauf hingewiesen, daß der Rat aktiv die Reformation ausführte, um die Regierungsordnung zu verstärken.